

コネクト291・シェアオフィス利用規程

(趣旨)

第1条 本規程は、ふくい南青山291運営事業者（以下「運営事業者」という。）が運営するコネクト291におけるシェアオフィス（以下「利用対象施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において、利用者とは、第6条第3項の規定による承諾通知を受けた者をいう。

(利用対象者)

第3条 利用対象施設を利用することができる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。ただし、福井県知事が上記の目的に資すると認めた者については、この限りでない。

- (1) 首都圏で活動するデザイナー事業者、クリエイター事業者等であること。
- (2) 福井県内企業と連携して、食品や伝統工芸品など、福井の県産品に新たな付加価値を生み出す新商品開発のプロジェクトを行う展望を有する事業者であること。
- (3) 福井県内企業のビジネス拡大を支援する意欲が高い事業者であること。
- (4) 福井県の地域の活性化に寄与する活動を行う意欲がある事業者であること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、利用対象施設を利用できない。

- (1) 18歳未満の個人
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (3) 入札において、現に県の指名停止措置を受けている者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者
- (5) 国税および地方税を滞納している者
- (6) 法人等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるときまたは法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ。）の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (7) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的を持って、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
- (8) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- (9) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(利用対象施設)

第4条 本規程で定める利用対象施設は、別表第1に掲げるとおりとする。

(利用規約の遵守)

第5条 利用者は、利用対象施設の利用に当たり、本規程で定める事項に加えて、運営事業者が別に定める利用規約（以下「利用規約」という。）で定める事項を遵守しなければならない。

(利用の申込み等)

第6条 利用希望者は、事前に利用対象施設の内覧を行った上で、福井県知事が定める日までに利用申込書（様式第1号（以下「申込書」という。）、利用計画書（様式第2号）、その他必要書類を福井県知事に提出しなければならない。

2 前項の必要書類の提出方法は、メールによる電子ファイルの提出、またはCD-ROMもしくはDVDでの提出のいずれかとする。

3 福井県知事は、申込書類の提出があったときは、利用希望者の利用目的、利用期間等を審査し、利用対象施設の利用申込状況および利用状況を勘案の上、適当と認められる場合には、利用を承諾することとし、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

(名簿の届出等)

第7条 前条第3項の規定による承諾通知を受けた者は、実際に利用対象施設を利用するすべての者の名簿を、その者が利用対象施設の利用を開始する日の3日前までに、次の各号に掲げる事項を運営事業者が定める方法により運営事業者に対し届け出なければならない。

(1) 職、氏名、住所

(2) 電話番号およびメールアドレス

2 利用者は前項で届け出た事項に変更が生じた場合は、その旨を速やかに運営事業者に届け出なければならない。

(利用者情報の提供)

第8条 利用者は、前条第1項の規定により届け出た内容を、ふくい南青山291の管理および運営上の利用を目的として、ふくい南青山291の建物所有者に提供することがあることをあらかじめ同意するものとする。

(利用対象施設の利用)

第9条 利用者は、業務を遂行するための事務所としての目的に限り、善良なる管理者の注意義務をもって利用するものとする。

2 利用者は、利用開始前に運営事業者から利用対象施設の利用に係る説明を受けた上で、利用を開始するものとする。

3 利用者は、運営事業者が定める方法により、利用対象施設に出入りするものとする。また、運営事業者は利用対象施設の入退室に必要な鍵等を利用者に対して利用期間中、貸与することができるものとする。

4 利用者が前項の鍵等を貸与期間中に紛失し、再発行が必要になった場合に要する費用は、当該利用者の負担とするものとする。

- 5 利用者は、利用対象施設を原状のまま使用するものとし、造作の設置、工事等は行ってはならない。
- 6 利用者は、利用対象施設の利用は占有権、借家権、賃借権、その他一切の権利を付与するものではないことをあらかじめ同意するものとする。

(私物の管理)

- 第10条 利用者は、私物を利用対象施設に放置せず、自らの責任で管理するものとする。また、万が一、利用者の私物に紛失、盗難、破損、汚染等が生じても、福井県知事および運営事業者は一切責任を負わないものとする。
- 2 ふくい南青山291施設内に忘れ物または持ち主不明の物があり、運営事業者が一定期間保管し、その旨を利用者に告知したにも関わらず、利用者が当該物の引取りを行わなかった場合または持ち主が名乗り出なかった場合、運営事業者の判断により当該物を処分できるものとする。
 - 3 前項の場合、運営事業者は処分にかかった費用を利用者に請求できるものとする。

(利用時間および定休日)

- 第11条 利用対象施設の利用時間、定休日は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 2 運営事業者は、利用対象施設の運営管理上、必要があると認めるときは、利用時間および定休日を変更することができる。

(利用期間)

- 第12条 利用対象施設の利用期間は、月単位とし、利用開始日の属する月を初月とする12か月以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、福井県知事は、必要があると認められる場合は、12か月を超えて利用を認めることができる。
 - 3 利用者は、福井県知事または運営事業者が施設管理上必要な場合、利用対象施設を利用できない期間があることをあらかじめ承諾するものとする。

(利用料金)

- 第13条 利用料金は、別表第3および別表第4に掲げるとおりとする。

(利用料金の支払方法・支払時期)

- 第14条 利用者は、運営事業者が別に定める方法により、利用料金の支払を行うものとする。
- 2 利用者は、運営事業者が別に定める方法により支払時期までに利用料金を運営事業者を支払わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、運営事業者は支払時期を変更することができる。
 - 3 利用者が利用料金の支払を滞納した場合、運営事業者は期間を定めて利用者に催告するものとする。催告期限までに支払がない場合は、運営事業者は利用の承諾を撤回することができるものとする。

(利用料金の還付)

- 第15条 收受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、次に掲げる場合においては、運営

事業者は利用料金の全部または一部を利用者に還付することができる。

- (1) 災害その他の不可抗力により、利用者が利用対象施設を利用することができなくなったとき。
- (2) 福井県知事または運営事業者の責に帰すべき事由により、利用者が利用対象施設を利用することができなくなったとき。
- (3) その他やむを得ない事由があると運営事業者が認めるとき。

(利用料金の免除)

第16条 運営事業者は、利用者が被災した場合等、特に必要があると認めるときは、利用料金の全部または一部を免除することができる。

(利用期間の変更)

第17条 利用者は、第6条第3項で承諾された利用期間を超えて利用を希望する場合は、当初の利用終了日の1か月前までに、福井県知事にその旨を記載した書類を提出し、承諾を得なければならない。

2 利用者は、第6条第3項で承諾された利用期間の満了前に、利用中止を希望する場合は、利用中止を希望する日の1か月前（利用対象施設の受付が休業日となる場合は、その前日）までに、福井県知事に退去する旨を通知しなければならない。

3 利用者は、退去する当該月の利用料金の日割り請求または退去する当該月に利用しない日数分の利用料金の還付の請求をすることはできない。

(退去)

第18条 利用者は、利用終了日の20時までに、利用対象施設から退去するものとする。

2 利用者は、利用対象施設から退去するときは、利用対象施設を原状に回復しなければならない。

(法人登記)

第19条 利用企業等は、利用対象施設の利用期間中に限り、運営事業者が定める方法により、法人登記を行うことができる。

2 法人登記を行うに当たっての料金は、別表第5に掲げるとおりとする。

(通知)

第20条 本規程および利用規約に基づく運営事業者からの通知およびこれに関連する全ての通知は、運営事業者が定める方法により行うものとする。

(利用承諾の撤回)

第21条 福井県知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用承諾を撤回することができる。

- (1) 利用の承諾の際に付した条件等に違反しているとき。
- (2) 利用に当たり、福井県知事および運営事業者に届け出た事項に虚偽または重要な誤記、記入漏れがあるとき。
- (3) その他不正な手段で利用の承諾を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 承諾を受けた利用目的以外に使用したときまたはそのおそれがあると認められるとき。

- (5) 利用権を譲渡し、または転貸、担保の用に供したとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、本規程、利用規約で定める事項を遵守せず、または福井県知事および運営事業者の指示に従わないとき。

(禁止行為)

第22条 利用者は、ふくい南青山291内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 汚物、爆発物、引火の恐れのあるもの、その他危険物を持ち込む行為、その他他人の迷惑となる物品を持ち込むこと。
- (2) 火気等を使用すること。
- (3) 人を宿泊させること、または動物を飼育すること。
- (4) 暴力団活動、宗教活動、性風俗関係事業、公序良俗に反する事業、情報商材の販売に関わる事業、マルチ商法およびこれらに係る活動または事業を行うこと。
- (5) 施設内で違法なセールス、強引な勧誘・長時間にわたる勧誘等の悪質な勧誘をすること。
- (6) 施設内で小売業や医療業など、第三者の頻繁な出入りを伴う可能性のある事業を行うこと。
- (7) 賭博およびギャンブルに関連する事業を行うこと。
- (8) 喫煙
- (9) 指定場所以外での飲食、飲酒、騒音、その他ふくい南青山291の円滑な運営、秩序の維持・保全を害すること。
- (10) 福井県、運営事業者、他の利用者、第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉その他の権利または利益を他の利用者の名誉・信用・プライバシー・肖像権等の人格的権利を侵害すること。
- (11) 無断でポスター、看板、懸垂幕、横断幕、旗、ちらしその他これらに類するものを掲示し、または配布すること。
- (12) 施設を損傷し、または滅失させること。
- (13) 施設の共用部分を占有することまたは物品を置くこと。
- (14) 仮設工作物を設置し、または施設を改造すること。
- (15) その他、本規程および利用規約に反する一切の行為
- (16) その他、運営事業者が合理的に判断して不当と判断する行為
- (17) 前各号に掲げるもののほか、コネクト291の管理運営上支障があると認められる行為で福井県知事が別に定めること。

2 運営事業者は、利用者が当該行為を行ったときは、利用対象施設の利用を中止させることができる。

(職員の立入り、報告、指示等)

第23条 福井県知事、運営事業者または運営事業者が指定する者は、利用対象施設の利用状況の確認、ならびに利用対象施設の保全・衛生・防犯等、利用対象施設管理上の処置を講ずるため、必要がある場合には、利用対象施設へ立ち入ることができる。

2 福井県知事および運営事業者は、利用対象施設の管理運営上、必要がある場合には、利用者に対し必要な報告をさせ、または福井県職員および運営事業者の職員を利用対象施設内に立ち入らせ、必要な指示をさせることができる。

(損害賠償責任)

第24条 利用者は、ふくい南青山291を損傷させたときは、速やかに運営事業者に届け出るとともに、その指示に基づき、これを原状に回復し、その損害を福井県知事に賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、福井県知事は賠償額の全部または一部を免除することができる。

(第三者に対する損害賠償責任)

第25条 利用者は、利用対象施設の利用期間中に利用者の責に帰すべき事由により他の利用者またはその他の関係者に損害を被らせた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第26条 福井県知事および運営事業者は、次の各号に掲げる事項により利用者が被った損害については何等の責も負わないものとする。

- (1) 地震、洪水等の天災地変または暴動、労災争議、その他不可抗力により生じた損害
- (2) 福井県知事または運営事業者の故意、過失によらない火災、盗難、諸設備の故障に起因して生じた損害
- (3) 電気、水道および電気通信設備のサービスの供給制限または停止
- (4) 利用対象施設内のインターネット回線およびLAN回線の利用等に起因して生じた利用者の損害
- (5) 利用者と他の利用者または第三者との間に生じた紛争等による損害
- (6) 福井県知事がふくい南青山291の建物所有者と締結している賃貸借契約の終了に伴い生じた損害
- (7) その他、利用規約で定めた事由により被った一切の損害

(その他)

第27条 本規程に定めるもののほか、利用対象施設の利用に関し必要な事項は福井県知事または運営事業者が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月29日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

区分	利用対象施設
シェアオフィス	4名部屋 (2部屋)
	3名部屋 (2部屋)
	1名部屋 (3部屋)

別表第 2 (第 1 1 条関係)

利用可能時間	定休日
24時間	無休 (365日利用可能)

備考

- ・コネクト 291 の受付のスタッフの対応時間は、午前 9 時～午後 8 時とする。
- ・12月31日～翌年1月2日は受付スタッフが不在である。

別表第 3 (第 1 3 条関係)

区分	単位	利用料金 (単位 円)	
シェアオフィス	4名部屋	1か月	110,000
	3名部屋	1か月	80,000
	1名部屋	1か月	50,000

備考

- ・代表者が福井県出身のデザイナー事務所、クリエイター事務所等は利用料金を半額とする。
※福井県出身は「18歳までの間、過半の年数を福井県で過ごしたことがある者」とする。
- ・利用開始日が月の途中である場合、初月の月額利用料は、利用開始日の属する月の実日数により日割計算 (1円未満は切り捨て) するものとする。
- ・利用料金の振込に要する手数料は、利用者の負担とする。

別表第 4 (第 1 3 条関係)

利用設備等	単位	利用料金 (単位 円)
シェアキッチン	1式	無料
デスク用品 (ハサミ、ノリ等)	1式	無料
ウォーターサーバー	—	無料
シュレッダー	—	無料
Wi-Fi / 電源タップ	—	無料
モニター	1台 / 1日	1,500
プロジェクター	1台 / 1日	3,000
スピーカー	1台 / 1日	500
カメラ (WEB 会議用)	1台 / 1日	500
コピー (モノクロ)	A3・A4 / 1枚	10
コピー (カラー)	A3・A4 / 1枚	30
ラミネーター	1枚	30

ロッカー（1部屋につき1台は無料）	1台／1か月	2,000
-------------------	--------	-------

備考

- ・ロッカーは、2台目以降を利用する場合の利用料金とする。
- ・利用設備の利用方法等は、別途運営事業者が定める方法に従うものとする。
- ・他の利用者の利用状況により、利用を希望する設備等が利用できない場合がある。

別表第5（第19条関係）

区分	単位	利用料金（単位 円）
法人登記利用	1法人	30,000

福井県知事 様

本店または主たる事務所の所在地	〒
商号または名称	
代表者氏名	

コネクト291・シェアオフィス 利用申込書

ふくい南青山291「コネクト291」におけるシェアオフィスを利用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

利用希望部屋 ()

利用希望期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 末日

企業等の概要

資本金額		業種	
従業員数		売上高	
東京都内の支店・営業所等の有無	有 ・ 無	※有の場合は所在地を記入	
主な取引先			
事業の概要			

(添付書類)

- ①利用計画書（別添様式2による。）
- ②会社経歴書または会社案内書
- ③法人登記簿謄本（法人）または住民票（個人）
- ④直近の決算書（2期分）
- ⑤都道府県税納税証明書
- ⑥許認可等を要する事業を行っている場合、当該許認可等を証する書面の写し

申込担当者情報

所属		担当者氏名	
TEL		e-mail	

コネクト291・シェアオフィス 利用計画書

商号または名称 _____

1. シェアオフィスの利用予定

シェアオフィスの利用頻度	約 日/月
シェアオフィスでの業務内容	
シェアオフィスを利用する者の職・氏名	別添名簿の通り ※様式は任意だが①所属、②職名、③氏名の3点は記載すること

2. 県内事業者との連携プロジェクトの計画

連携を希望する事業者の業種	
具体的に連携を予定している事業者があればその名称	
連携の内容、新商品開発の方向性など（具体的に）	

3. これまでの実績

【実績1】

期間	
業務内容	
関わった企業、他 デザイナー等	
成果	

【実績2】

期間	
業務内容	
関わった企業、他 デザイナー等	
成果	

【実績3】

期間	
業務内容	
関わった企業、他 デザイナー等	
成果	